

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御前崎市は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

御前崎市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、給付金の申請等の受理、審査、支給決定、給付金の支給等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、以下の事務で取り扱う。 1 自立支援教育訓練給付金支給申請の受理、支給申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答 2 高等職業訓練促進給付金の支給申請の受理、支給申請に係る事実についての審査、支給額の算定またはその申請に対する応答 3 高等職業訓練修了給付金の支給申請の受理、支給申請に係る事実についての審査、支給額の算定またはその申請に対する応答
③システムの名称	Microsoft Office (Word、Excel)、団体内宛名統合システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

自立支援教育訓練給付金管理台帳ファイル、高等職業訓練促進給付金管理台帳ファイル、高等職業訓練修了支援給付金管理台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表65の項
--------	------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 〔情報提供の根拠〕 42,125,161の項 〔情報照会の根拠〕 90の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	御前崎市役所 健康福祉部 こども未来課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1120
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	御前崎市役所 健康福祉部 こども未来課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1120
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や情報照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考ええる。
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員・事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修を実施しているため、対策は十分であると考ええる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	こども未来課長 澤部 三千代	こども未来課長	事後	様式変更のため。
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新した ため。
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新した ため。
平成31年4月1日	IVリスク対策		追記	事後	平成31年1月1日施行による様 式変更のため。
令和3年9月1日	I -4-②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 〔情報提供の根拠〕 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項 のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子及び父 子並びに寡婦福祉法による給付金」が含まれる 項(26,30,87) 〔情報照会の根拠〕 第二欄(事務)に「母子及び父子並びに寡婦福 祉法による給付金」が含まれる項(65)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 〔情報提供の根拠〕 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項 のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子及び父 子並びに寡婦福祉法による給付金」が含まれる 項(26,30,87) 〔情報照会の根拠〕 第二欄(事務)に「母子及び父子並びに寡婦福 祉法による給付金」が含まれる項(65)	事後	法改正に伴う変更
令和4年9月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和4年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新した ため。
令和4年9月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和4年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新した ため。
令和5年9月12日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新した ため。
令和5年9月12日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新した ため。
令和6年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新した ため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新した ため。
令和7年1月24日	Ⅳ-8人手を介在させる作業	—	Ⅳ-8人手を介在させる作業を追加	事後	新様式に伴う変更
令和7年1月24日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考 えられる対策	—	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策を追 加	事後	新様式に伴う変更
令和7年1月24日	I 関連情報 3.法令上の根拠	番号法第9条及び別表第一項番45、主務省令 第36条	番号法第9条第1項 別表65の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制 限)及び別表第二 〔情報提供の根拠〕 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項 のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子及び父 子並びに寡婦福祉法による給付金」が含まれる 項(26.30.87) 〔情報照会の根拠〕 第二欄(事務)に「母子及び父子並びに寡婦福 祉法による給付金」が含まれる項(65)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 〔情報提供の根拠〕 42,125,161の項 〔情報照会の根拠〕 90の項	事後	法改正に伴う変更